

令和8年度「広報いいづか」及び「飯塚市ホームページ」 有料広告取扱業務仕様書

1 募集業務の内容

(1) 営業・審査業務

「飯塚市広告掲載要綱」、「飯塚市広告掲載基準」、「飯塚市ホームページ広告掲載基準」に基づいた広告枠の販売営業、本業務の窓口担当業務、申込に係る審査などを行う。

(2) 広告申込管理業務

申込者及び広告主に代わる市への広告申込及び情報管理業務

(3) 広告入稿業務

市から掲載が承諾された市報有料広告及び市ホームページバナー広告(以下「バナー広告等」という。)等の入稿

(4) その他本業務を行うにあたっての諸般業務

2 広告掲載媒体

(1) 市報

ア 貸付期間(広告掲載期間)

令和8年5月1日号から令和9年4月1日号まで

イ 紙媒体の形式

判型：A4 判

紙質：上質紙 A 判(35kg)

規格：A4 カラー(表紙・裏表紙・中2頁)、2色刷り(残り中頁)

※毎号の内容により変更有(参考：令和6年度 388 ページ)

ウ 発行部数

約 42,000 部程度

※毎月の発行部数を保証するものではありません。

エ 配布方法・場所

自治会加入者には自治会経由での配付

自治会未加入者には公共施設等の拠点施設に配架、市内一部のコンビニエンスストア等

オ 発行日、回数

「飯塚市市報発行規則」第4条の規定により下記のとおりとする。

- ・毎月1日、1日の日付で発行。ただし、都合により変更し又は休刊あり。
- ・発行当日が、飯塚市の休日を定める条例(平成18年飯塚市条例第2号)第1条に規定する市の休日に当たるときは、市の休日の翌日とし、必要があるときは、臨時に号外を発行することができる。
- ・1月の市報については市の休日の前日に発行する。
- ・発行回数は年12回。

カ 広告の位置(いずれもフルカラーページ)

最終ページ(10 枠・半一段又は 5 枠で全一段)

最終ページの前ページ最下段(2 枠・半一段又は 1 枠で全一段)

※広告配置は毎月のローテーションを組むなど、事業者のニーズを聞き取つて、事前に調整を行うこと。

キ 掲載枠数

12 枠(半一段、全一段の場合 6 枠)／月(号)、
(年間計 144 枠・半一段、全一段の場合 72 枠)

ク 市報での掲載規格

広告の規格	サイズ	色
半一段	左右 85 mm 天地 48 mm	フルカラー
全一段	左右 173 mm 天地 48 mm	フルカラー

ケ デザイン原稿データ

イラストレータ形式またはEPS形式で、フォントはアウトライン化、写真解像度は350dpi以上で提出

コ デザイン入稿方法

メールで指定するメールアドレスへ送付する。

サ 市報のデザイン入稿締切日

※本デザイン入稿をもって市広告審査会に審査依頼したものとなります。

掲載月(号)	申込(デザイン提出) 締切日
令和 8 年 5 月(号)	令和 8 年 3 月 13 日(金)
令和 8 年 6 月(号)	令和 8 年 4 月 15 日(水)
令和 8 年 7 月(号)	令和 8 年 5 月 15 日(金)
令和 8 年 8 月(号)	令和 8 年 6 月 15 日(月)
令和 8 年 9 月(号)	令和 8 年 7 月 15 日(水)
令和 8 年 10 月(号)	令和 8 年 8 月 14 日(金)
令和 8 年 11 月(号)	令和 8 年 9 月 15 日(火)
令和 8 年 12 月(号)	令和 8 年 10 月 15 日(木)
令和 9 年 1 月(号)	令和 8 年 11 月 13 日(金)
令和 9 年 2 月(号)	令和 8 年 12 月 15 日(火)
令和 9 年 3 月(号)	令和 9 年 1 月 15 日(金)
令和 9 年 4 月(号)	令和 9 年 2 月 15 日(月)

(2) 市ホームページ

ア 貸付期間(広告掲載期間)

令和 8 年 4 月 1 日号から令和 9 年 3 月 31 日まで

イ 広告の掲載位置

市ホームページ(PC 版、スマートフォン版いずれも) トップページ下部

※令和8年3月にホームページリニューアルを予定

ウ 広告の種類

バナー広告

エ 掲載枠数

15枠／月(年間計180枠)

オ バナー規格

・画像サイズ 縦50ピクセル×横180ピクセル(1枠分)

・データ形式 GIF(アニメ不可)、JPEG、PNG

・データ容量 10KB以内

カ 市ホームページの概要

・名称 飯塚市公式ホームページ

・トップページアクセス件数(令和6年11月1日～令和7年10月31日)

75,166件／月平均

キ 市ホームページへのデザイン提出締切日

※本デザイン入稿をもって市広告審査会に審査依頼したものとなります。

掲載月間	申込(デザイン提出)締切日
令和8年4月	令和8年3月6日(金)
令和8年5月	令和8年3月13日(金)
令和8年6月	令和8年4月15日(水)
令和8年7月	令和8年5月15日(金)
令和8年8月	令和8年6月15日(月)
令和8年9月	令和8年7月15日(水)
令和8年10月	令和8年8月14日(金)
令和8年11月	令和8年9月15日(火)
令和9年12月	令和8年10月15日(木)
令和9年1月	令和8年11月13日(金)
令和9年2月	令和8年12月15日(火)
令和9年3月	令和9年1月15日(金)

3 広告審査会による審査及び決定

- (1) 上記により作成した書類を上記デザイン提出日までに市にメールで広告データを提出し、市審査会による広告掲載の審査を受けること。
- (2) (1)の審査結果については、市から広告主等に対して通知を行うものとする。
- (3) (1)の審査結果の通知に広告内容等の一部を修正することを条件として広告掲載を「可」とする記載があったときは、広告掲載開始日の2週間前までに必要な修正を施し、市に提出すること。

4 広告掲載料の納付

広告掲載料は、4半期ごとの分割払いとし、市が発行する納入通知書により、指定する期日までに納付すること。市が指定した広告枠の全てが埋まらない場合についても同

様とする。

5 広告掲載の中止

下記の場合において、市は広告掲載を中止する場合がある。ただし、契約料金(広告掲載料)の返還等は行わない。

- (1) 広告の原稿データが期限までに提出されなかつたとき。
- (2) 広告掲載料が期限までに納付されなかつたとき。
- (3) 広告掲載により、市報や市ホームページの公共性等を害する恐れが生じたとき。
- (4) 広告主(「広告取扱業者又は広告主」をいう。)等が広告掲載の中止を申し出たとき。
- (5) (1)～(4)により掲載中止としたときは、その旨を広告主等に通知する。

6 広告掲載の取下げ

広告の掲載は、特段の事情がある場合を除き、取下げができないものとし、契約済の広告掲載料は納入しなければならない。

7 広告掲載料の返還

既に納付した広告掲載料は、返還しないものとする。ただし、広告主又は広告取扱業者の責めに帰すことができない事由により広告掲載を中止し、市広告審査会で返還が相当であると認められた場合は、この限りではない。

8 契約の締結

入札後、市と別途契約書を締結するものとする。

9 その他

(1) 虚偽の記載をした場合の無効

参加申込書類に虚偽の記載があった場合、その応募は無効とする。

(2) 費用負担

応募に関し必要となる費用は、全て申込者の負担とする。

10 問合せ先

〒820-8501

福岡県飯塚市新立岩 5 番 5 号

飯塚市役所 総務部 情報管理課 情報発信係

TEL : 0948-22-96-8541

FAX : 0948-21-2066

E-mail : kouhou@city.iizuka.lg.jp